

「戸田マラソン in 彩湖 2026」電子プログラム広告及びチラシ封入協賛基準

1 目的

この基準は、戸田マラソン in 彩湖 2026（以下「大会」という。）電子プログラム広告及びチラシ封入協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 掲載の範囲

掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 大会の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当でないと戸田マラソン大会実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

3 掲載の位置

広告の掲載位置については、戸田マラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定した位置とする。

大会電子プログラム広告内の広告掲載又は大会3週間前を目途に発送する大会案内等と共に広告チラシを同封する。

4 広告の内容及び広告主の責任

広告のデザイン及び内容に関する責任は、広告主が負うものとする。また、原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

5 募集期間

本基準の施行日から令和8年10月9日までとする。

6 掲載規格及び協賛金等

広告の掲載規格及び協賛金等は、次のとおりとする。

- (1) 電子プログラム広告（1ページ カラー）... 5万円以上の現金又は実行委員会が指定する物品等
- (2) 電子プログラム広告（0.5ページ カラー）... 3万円以上の現金又は実行委員会が指定する物品等
- (3) 大会案内等同封チラシ（A4）... 6万円以上の現金又は実行委員会が指定する物品等
ただし、特別協賛企業等については無料とする。

7 その他

- (1) 電子プログラム広告の形式は、PDF とする。
- (2) この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 8 年 6 月 2 5 日から施行する。